平成 28 年 3 月 18 日 規 則 第 1 1 号

改正 平成31年規則第5号、令和4年規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、とかち広域消防事務組合職員(以下「職員」という。)の身分を証明 するために貸与する組合職員証及び消防職員証(以下「組合職員証等」という。)に関 し必要な事項を定めるものとする。

(組合職員証等)

第2条 職員の身分を明らかにし、公務の適正な執行を確保するため、組合長の事務部局の職員にあっては組合職員証(様式第1号)を、消防職員にあっては消防職員証(様式 第2号)を貸与する。

(立入検査証票)

第3条 消防職員証は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第4条(法 第16条の3の2、法第16条の5及び法第34条の規定において準用する場合を含む。)に 規定する証票を兼ねるものとする。

(証明者)

第4条 組合職員証の証明者は組合長とし、消防職員証の証明者は消防局長とする。 (保管及び携帯)

第5条 組合職員証等の貸与を受けた職員は、自己の責任において適正に管理するとともに、必要に応じ携帯するものとする。ただし、火災その他の災害現場に出動する場合は、この限りでない。

(取扱心得)

- 第6条 職員は、組合職員証等の取扱いにあっては慎重に行い、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
 - (2) 亡失又は汚損しないこと。
 - (3) 写真及び記載事項を改ざんしてはならない。

(貸与)

- 第7条 組合職員証等は職員となったときに貸与するほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、再貸与することができる。
- (1) 亡失又ははなはだしく汚損したとき。
- (2) 職員証に貼付した写真がはなはだしく変色し、又は本人と著しく相違したとき。
- (3)氏名が変わったとき。
- (4) 階級又は職名、所属が変わったとき。
- (5) 再任用したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、証明者が再貸与の必要があると判断したとき。

(再貸与の手続)

第8条 職員は、前条に規定する貸与及び再貸与の理由が生じたときは、組合職員証等貸

与・再貸与申請書(様式第3号)により、所属長(とかち広域消防事務組合事務分掌規則(平成27年規則第3号)第6条第1項に規定する課長職にある者、とかち広域消防事務組合消防局の組織に関する規則(平成28年規則第4号)第7条第1項に規定する課長職にある者及び消防署長をいう。以下同じ。)を経て証明者に再交付を申請しなければならない。ただし、新たに貸与するとき、又は前条第4号から第6号までに該当するときは、組合職員証等貸与・再貸与申請書(様式第4号)により組合職員証にあっては事務局長、消防職員証にあっては消防局総務課長(以下「局総務課長」という。)において申請できるものとする。

(返納)

- 第9条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、組合職員証等返納書(様式第5号)を添え、速やかに所属長を経て、証明者に組合職員証等を返納しなければならない。
- (1) 再貸与を受けたとき。
- (2)退職又は死亡したとき。
- (3) 亡失した職員証が発見されたとき。

(職員証等整理台帳)

第10条 事務局長及び局総務課長は、それぞれが所管する組合職員証等の貸与、再貸与及 び返納に関する処理を完了したときは、組合職員証等整理台帳(様式第6号)により、 その都度整理しておかなければならない。

附 則 (平成28年3月18日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月18日)

この規則は、公布の日から施行する。

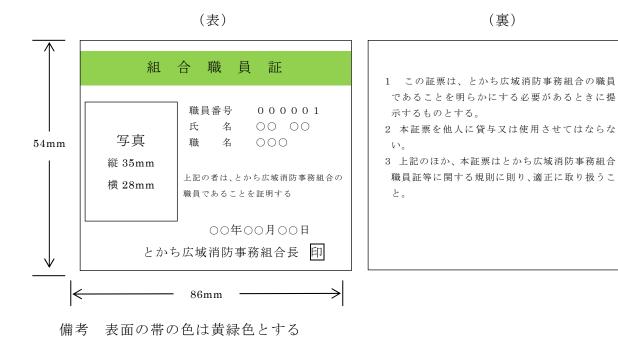
附 則(令和4年3月31日)

(施行期日)

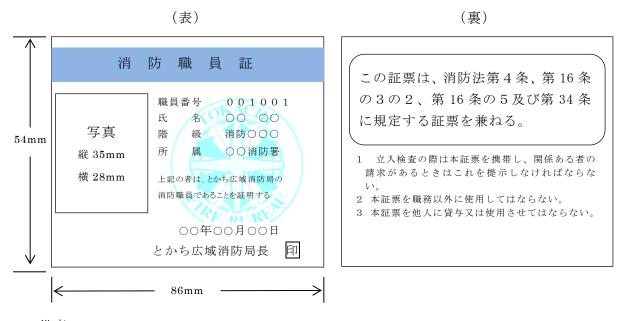
1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。



様式第2号(第2条関係)



備考

- 1 表面の帯の色は水色とする。
- 2 消防吏員以外の消防職員にあっては、階級の項を職名に変え記載する。

年 月 日

(とかち広域消防事務組合長) (とかち広域消防局長) 様

申請者職氏名

組合職員証等貸与・再貸与申請書

申請区分		
申請理由		
組合職員証等種別		
組合職員証等番号		
申請理由詳細		
所属長確認欄	職氏名	印
	ם - 7 - 7 - 7 - 1	1 14

- ※「申請区分」欄には「貸与」、「再貸与」の別を記入する。
- ※「申請理由」欄には、貸与の場合は「新規」と記入し、再貸与の場合は第7条各号のうち該当する号数を記入する。
- ※「組合職員証等種別」欄には「組合職員証」、「消防職員証」の別を記入する。

年 月 日

(とかち広域消防事務組合長) (とかち広域消防局長) 様

(事務局長)

職氏名 (局総務課長)

組合職員証等貸与・再貸与申請書

申請	申請	組合職	員証等	被貸与者			備考
区分	理由	種別	番号	氏名	所属	階級・職名	/佣 行

- ※「申請区分」欄には「貸与」、「再貸与」の別を記入する。
- ※「申請理由」欄には、貸与の場合は「新規」と記入し、再貸与の場合は第7条各号のう ち該当する号数を記入する。
- ※「組合職員証等」欄の「種別」欄には組合職員証の場合は「組合」、消防職員証の場合は「消防」と記入する。

年 月 日

(とかち広域消防事務組合長) (とかち広域消防局長) 様

職氏名 (所属長)

組合職員証等返納書

職員証等	職員証等	返約	内者	返納	/#s / z.	
種別	番号	氏名	生年月日	理由	備 考	
5-11	l	- 54 6 -41.1				

^{※「}職員証等種別」欄には「組合職員証」、「消防職員証」の別を記入する。

組合職員証等整理台帳

組合職員証等番号	000-000
組合職員証等種別	

年月日	処理区分	処理理由	氏名	所属	階級・職名	備考

^{※ 「}組合職員証等種別」の欄には、「組合職員証」、「消防職員証」の別を記入する。

^{※ 「}処理区分」の欄には、「貸与」、「再貸与」、「返納」、「抹消」のいずれかを記入する。